

○地域建設業経営強化融資制度の利用に係る工事請負代金債権の譲渡に関する事務取扱要領

平成26年3月26日

告示第78号

改正 平成27年3月23日告示第82号

平成28年2月26日告示第34号

(趣旨)

第1条 この告示は、雲南市が発注する建設工事を請け負う中小・中堅建設業者（原則として資本の額若しくは出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数1,500人以下の建設業者（以下「請負業者」という。））が、平成20年10月17日付国総建第197号及び国総建整第154号国土交通省建設流通政策審議官通知で創設された地域建設業経営強化融資制度を利用する場合、雲南市公共工事執行規程（平成16年雲南市訓令第54号）に規定する雲南市公共工事請負契約約款（以下「工事請負契約約款」という。）第5条第1項ただし書に規定する債権譲渡の承諾等に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(債権譲渡の対象工事)

第2条 雲南市が発注する建設工事のうち、次の各号のいずれかを除く工事を対象とする。

- (1) 債務負担行為、歳出予算の繰越等による工期が複数年度にわたる工事。ただし、債務負担行為の最終年度に係る工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事又は前年度から繰越された工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれるものを除く。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項に基づく低入札価格調査の対象となった工事
- (3) 役務的保証を必要とする工事
- (4) 請負業者の施工する能力に疑義が生じている等債権譲渡を承諾するに当たって、市長が不相当と認める特別の事由がある工事

(債権譲渡先)

第3条 債権譲渡先は、事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号に規定されたものをいい、事業協同組合連合会を含む。以下同じ。）又は財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者であって、請負業者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業（中小・中堅元請建設業者に対する電子記録債権（電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第1項に規定する電子記録債権をいう。

以下同じ。)の発行及び特定目的会社に対する電子記録債権発行に関する指示を含む。)を行うものとする。

(譲渡債権の範囲)

第4条 譲渡される工事請負代金債権の額は、当該建設工事が完成した場合においては、工事請負契約約款第32条第2項の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相当する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金又は当該工事請負契約により発生する市の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、当該工事請負契約が解除された場合においては、工事請負契約約款第50条第1項の出来形部分の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相当する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する違約金等の市の請求権に基づく金額を控除した額とする。なお、控除する部分は、債権譲渡承諾書(様式第1号)において明らかにするものとする。

2 契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡契約証書(様式第2号)に記載された請負代金額及び債権譲渡額は、変更後のものとする。

(債権譲渡を承諾する時点)

第5条 請負業者に対して債権譲渡の承諾を行う時期は、当該工事の出来高が、全体の2分の1以上に到達したと認められる日以後とする。

(債権譲渡の承諾の申請書類)

第6条 債権譲渡の承諾の依頼をしようとする請負業者は、次の書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書 3通
- (2) 工事履行報告書(様式第3号) 1通
- (3) 発行日から3月以内の請負業者及び債権譲渡先の印鑑証明書 各1通
- (4) 保証委託契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合には、当該譲渡に関する保証人等の承諾書 1通

(債権譲渡の承諾の処理手順等)

第7条 市長は、前条の規定により提出のあった申請書類について、受理後、速やかに承諾のための手続きを行うものとする。

2 市長は、債権譲渡整理簿(様式第4号)により、債権譲渡の申請及び承諾状況の管理を行うものとする。

3 市長は、債権譲渡を承諾した場合、確定日付を付した債権譲渡承諾書2通を請負業者に交付するものとする。

(申請書類等の確認に際して留意すべき事項)

第8条 市長は、債権譲渡承諾依頼書に記載されている譲渡対象債権の金額が、

工事請負契約に基づき請負業者が請求できる債権金額と一致していること等を確認するものとする。

- 2 市長は、工事履行報告書により、工事進捗率が全体の2分の1以上であることを確認するものとする。
- 3 市長は、債権譲渡承諾依頼書の印影を照合するものとする。
- 4 請負業者及び債権譲渡先が複数の工事請負契約に係る債権譲渡の承諾依頼を行う場合において、各申請書類の提出を受けた日から起算して3月以内に発行された印鑑証明書が既に市長に提出されている際には、第6条第3号の規定にかかわらず、当該印鑑証明書の提出を省略することができるものとする。

(債権譲渡に伴う処理)

第9条 請負業者は、第7条第2項の承諾を受け、債権譲渡先と債権譲渡契約を締結したときは、速やかに次の書類を市長に提出しなければならない。

(1) 債権譲渡通知書(様式第5号) 1通

(2) 債権譲渡契約証書の写し 1通

- 2 請負業者及び債権譲渡先は、第2条に定める対象工事に係る債権譲渡が行われた後は、工事請負契約約款第35条第4項に基づく中間前払金及び工事請負契約約款第38条に基づく部分払を請求することはできないものとする。
- 3 市長は、第1項第1号の債権譲渡通知書を受理した場合は、速やかに工事請負代金の振込先を債権譲渡先の指定する口座に変更するものとする。

(融資実行の報告)

第10条 請負業者は、債権譲渡先と金銭消費貸借契約を締結したときは、速やかに次の書類を市長に提出しなければならない。

(1) 融資実行報告書(様式第6号) 1通

(2) 支払状況及び支払計画(様式第7号)の写し 1通

- 2 請負業者は、金融機関から当該工事に関する資金の貸付を受けるため、保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)による金融保証を受けた場合には、速やかに市長に公共工事金融保証証書の写しを提出しなければならない。

(債権譲渡先の債権金額の請求)

第11条 債権譲渡先は、請負業者が工事請負契約約款第32条第2項の検査に合格し、引渡しを行い(ただし、当該工事請負契約が解除された場合においては、工事請負契約約款第50条第1項の出来形部分の検査に合格し、引渡しを行った後)債権が確定した後、次の書類を市長に提出しなければならない。ただし、第3号の書類については、第8条第4項の規定を準用する。

- (1) 工事請負代金請求書（様式第8号） 1通
- (2) 市長印の押印がされた債権譲渡承諾書の写し 1通
- (3) 発行日から3月以内の請負業者及び債権譲渡先の印鑑証明書 各1通
- (4) 債権譲渡契約証書の写し 1通

（工事請負代金の請求書類の確認に際して留意すべき事項）

第12条 市長は、前条第1号の工事請負代金請求書に記載されている請求金額が、第4条第1項に規定する譲渡債権の範囲並びに債権譲渡承諾依頼書及び債権譲渡承諾書において記載されている債権金額と一致していることを確認すること。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

（告示の失効）

- 2 この告示は、平成33年3月31日に限り、その効力を失う。

附 則（平成27年3月23日告示第82号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年2月26日告示第34号）

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

債権譲渡承諾依頼書

年 月 日

雲南市長 様

請負者
(甲) 譲渡人 住所
氏名 実印
(乙) 譲受人 住所
氏名 実印

請負者（以下「甲」という。）が雲南市（貴殿）に対して有する貴殿と甲との間で締結された、
年 月 日付けの雲南市公共工事請負契約約款（以下「工事請負契約約款」という。）
に基づく次の工事請負代金債権を、（以下、「乙」という。）に譲渡することにつき、
工事請負契約約款第5条第1項ただし書に規定する承諾を依頼申し上げます。

乙は、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、担保の余剰をもって保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権を担保するものとします。

なお、工事請負契約約款第45条に規定するかし担保責任は当然のことながら、甲に留保されることを申し添えます。

※（中間前金払又は部分払を請求できる場合、次の文章を追記）

また、甲及び乙は工事請負契約約款に定められた中間前金払又は部分払を、貴殿による承諾以降は請求しません。

記

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 工期 自： 年 月 日
至： 年 月 日
- 4 (1) 請負代金額 金 円
(ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額)
(2) 前払金額 金 円
(3) 中間前払金額
又は部分払金額 金 円
(1)-(2)-(3)債権譲渡額 金 円（ 年 月 日現在見込額）
(ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額)

債権譲渡承諾書

年 月 日

[甲] 御中
[乙] 御中

上記につき、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする工事請負契約の解除をもって乙に対抗できることを前提とし、及び次の事項について、異

議を留めて、工事請負契約約款第 5 条第 1 項ただし書の規定により承諾する。

なお、本承諾によって工事請負契約約款第 45 条に基づく甲の責任が一切軽減されるものではないことを申し添える。

※（中間前払金又は部分払を請求できる場合、次の文章を追記）

また、甲及び乙は工事請負契約約款に定められた中間前払金又は部分払を、本承諾以降は請求できないものとする。

記

- 1 譲渡される甲の工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約約款第 32 条第 2 項の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。
ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約約款第 50 条第 1 項の出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。
なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾依頼書 4(1)及び(4)の金額は変更後の金額とする。
- 2 甲及び乙は、債権譲渡契約を締結した場合は、速やかに連署にて発注者に債権譲渡通知書を提出すること。
- 3 当該譲渡債権は、乙の甲に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して甲に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、それら以外の債権を担保するものではないこと。
- 4 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為を行わないこと。
- 5 保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権の担保に関しては、乙が責任を持って行うこととし、発注者は関与しないこと。

雲南市長

公印

確定日付印欄	承諾番号

様式第2号（第4条関係）

債権譲渡契約証書

株式会社（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、以下のとおり、債権譲渡契約を締結した。

第1条（譲渡債権）

甲と雲南市（以下「丙」という。）との間で 年 月 日に締結した雲南市公共工事請負契約（以下、「本件工事請負契約」という。）に基づき、甲が丙に対して、現在有し及び将来確定し取得することあるべき以下の工事請負代金債権（以下、「譲渡債権」という。）を、 年 月 日、丙の承諾を得て、甲は乙に譲渡し、乙はこれを譲り受けた。

- (1) 工事名
- (2) 工事場所
- (3) 契約日 年 月 日
- (4) 工期 年 月 日から 年 月 日まで
- (5) 請負代金額 金 円
- (6) 既受領金額 金 円
- (7) 債権譲渡額（(5)－(6)）金 円（ 年 月 日現在見込額）

ただし、債権譲渡額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約第32条第2項の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。また、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約第50条第1項の出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。

- 2 前項(5)及び(7)の金額は、契約変更等により請負代金額に増減が生じた場合には、増減後の金額による。請負代金額に変更が生じた場合は、甲は速やかに乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。
- 3 前項のほか、本件工事請負契約に変更が生じた場合は、甲は速やかに乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

第2条（担保責任）

甲は、譲渡債権について、丙が債権譲渡を承諾するにあたって異議を留めた事項以外には、相殺の抗弁、第三者からの差押等、乙の債権の行使を妨げる事由のないことを保証する。

第3条（禁止事項）

甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為をしてはならない。

第4条（被担保債権）

債権譲渡は、将来甲乙間で締結する金銭消費貸借契約（本件工事請負契約を履行するための運転資金確保のために行うもの）に基づいて、乙が甲に対して取得する債権（以下、「乙の貸金債権」という。）を担保するため、並びに「公共工事の前払金保証事業に関する法律」に基づき国土交通大臣の登録を受けて前払金保証事業を営む会社（以下、「保証事業会社」という。）が、甲より委託を受け締結する公共工事金融保証契約（以下、「金融保証契約」という。）に基づいて保証事業会社が、甲に対して有する求償債権（以下、「保証事業会社の債権」という。）を担保するためになされるものであって、その他の債権を担保するものではない。

第5条（被担保債権の優先）

被担保債権の中に乙の貸金債権と保証事業会社の債権とがあるときには乙の貸金債権が優先し、保証事業会社は、乙の貸金債権の弁済に充当した残額（以下、「残余金」という。）について、乙より支払を受けることができる。

第6条（譲渡債権の請求）

譲渡債権の請求及び受領は乙がこれを行い、保証事業会社は丙に対して直接支払を求めることができない。

- 2 残余金の請求及び受領は、原則として、保証事業会社がこれを行い、甲は乙に対して直接支払を求めることができない。

第7条（弁済の充当等）

乙が前条第1項により受領した金銭について、乙の貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社への支払は、以下のとおり行う。

- 2 甲が、丙との本件工事請負契約を完全に履行し、乙が丙から譲渡債権全額を受領した場合は、乙は、残余金を直ちに保証事業会社に支払う。
- 3 保証事業会社は、残余金から、保証事業会社の債権への弁済の充当を行った後、なお残額があるときは、甲にその残額を引渡すものとする。甲の要請を受け金融保証契約にかかる借入金（利息及び損害金を含む）をその弁済期到来の以前において金融機関に償還した後、なお残額があるときも同様とする。
- 4 甲が、金融保証契約にかかる借入金（利息及び損害金を含む）を金融機関に全部弁済し、保証事業会社の債権が現に生じないことが確定した場合は、前条第2項にかかわらず、甲、乙及び保証事業会社で協議のうえ、乙は残余金を甲に支払うことができる。
- 5 第2項から第4項までに規定する弁済の充当等に要する費用は甲の負担とする。
- 6 乙は、甲に以下の事由が生じた場合は、丙から受領した金銭については、直ちに貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社への支払を行う。この場合、保証事業会社へ支払をするときは、乙は甲に対して事前に通知するものとする。
 - (1) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがなされた場合
 - (2) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
 - (3) 本件工事請負契約約款が解除された場合
 - (4) その他甲が所在不明等により一般的に債務の弁済ができなくなった場合
- 7 弁済期が到来していない債権があるとき、乙の貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社への支払を行う限度において、甲は期限の利益を失う。
- 8 乙の貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社へ支払をしたときは、乙は甲に通知する。

第8条（協力義務）

乙が、譲渡債権の保全若しくは行使又は保証事業会社への支払等につき、甲の協力を必要とする場合は、甲は直ちに乙に協力するものとする。なお、この場合必要となる費用については甲の負担とする。

第9条（受益の意思表示）

保証事業会社は、乙に対して、本契約の各条項を承認したうえで、年月日までに、甲と連署した書面により、保証事業会社の債権を被担保債権とする第4条の担保権の権利の利益を享受する旨の意思表示をすることができる。

- 2 保証事業会社が前項の意思表示を行った場合、甲及び乙は、その権利を損なう行為をすることができない。

第10条（説明請求）

保証事業会社は、乙に対して、譲渡債権及び被担保債権の概要の説明を求めることができる。

第11条（合意解除の禁止）

甲と乙とは、保証事業会社が第9条に定める受益の意思表示をした後は、その同意がなければ本契約を解除することができない。

第12条（合意管轄）

本契約に関して争いを生じたときには、乙又は保証事業会社の所在地を管轄する地方裁判所を

管轄裁判所とする。

この契約を証するため本証書二通を作成し、各自その内容を確認し署名捺印のうえ、各々一通を所持する。

年 月 日

債権譲渡人（甲）

実印

債権譲受人（乙）

実印

様式第3号（第6条関係）

工事履行報告書

工 事 名			
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日		
日 付	年 月 日（ 月分）		
月 別	予 定 工 程 % （ ）は工程変更後	実 施 工 程 %	備 考
年			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
(記載欄)			

(備考) 必要に応じて適宜項目を加除して使用するものとする。

様式第5号（第9条関係）

債権譲渡通知書

年 月 日

雲南市長 様

請負者
(甲) 譲渡人 住所
氏名
(乙) 譲受人 住所
氏名

実印

実印

年 月 日付けで承諾いただきました、甲が雲南市（貴殿）に対して有する次の工事
請負代金債権について、乙に譲渡致しましたので、甲乙連署の上通知します。
よって、次の工事請負代金につきまして、今後は乙の次の振込口座に振り込みください。

記

[譲渡債権の表示]

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 工期 自： 年 月 日
至： 年 月 日
- 4 (1) 請負代金額 金 円
(ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額)
(2) 前払金額 金 円
(3) 中間前払金額
又は部分払金額 金 円
(1)-(2)-(3) 債権譲渡額 金 円 (年 月 日現在見込額)
(ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額)

[承諾番号]

[振込口座]

- 1 振込希望金融機関名
- 2 預金の種別及び口座番号
- 3 口座名義
(ふりがな)

様式第6号(第10条関係)

融資実行報告書

年 月 日

雲南市長 様

(甲) 譲渡人 住所
借入人 氏名

実印

(乙) 譲受人 住所
貸付人 氏名

実印

甲が貴殿に対して有する次の債権の譲渡につき 年 月 日付けで承諾いただきましたが、甲乙間において当該譲渡債権を担保とする金銭消費貸借契約を 年 月 日付けで締結し、当該契約に基づき、乙は、甲に対して金銭を貸し渡し、甲はこれを借り受けましたので、甲乙連署の上御報告します。

なお、甲は、乙に当該工事における下請人等への支払状況及び支払計画に関する書面を提出し、乙は、これを確認しました。

記

[譲渡債権の表示]

1 工事名

2 工事場所

3 工期 自： 年 月 日
至： 年 月 日

4 (1) 請負代金額 金 円
(ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額)

(2) 前払金額 金 円

(3) 中間前払金額

又は部分払金額 金 円

(1)-(2)-(3)債権譲渡額 金 円 (年 月 日現在見込額)

(ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額)

[承諾番号]

支払状況・支払計画書

年 月 日

（ 送 致 先 ） 課中

雲南市長

工事名

契約金額

印

工費代金支払項目 下請工事の仕組別名	工事単位数 工事単位数	支払済み			支払予定			支払先 (名称/所在地/課別)
		月日	金額	千円	月日	金額	千円	
1 2								<名称>
								<所在地>
								<課別>
1 2								<名称>
								<所在地>
								<課別>
1 2								<名称>
								<所在地>
								<課別>
1 2								<名称>
								<所在地>
								<課別>
合計支払総額								

※ 課別は、以下のとおり記入してください。

（ご注意）

支払予定額の月額は、以下の区分によりご記入ください。

上旬：1～10日 中旬：11日～20日 下旬：21～月末

様式第8号(第11条関係)

工事請負代金請求書

年 月 日

雲南市長 様

(債権譲受人) 住所
氏名

実印

年 月 日付け債権譲渡承諾書に係る工事請負代金債権について次のとおり請求します。

記

1 請求金額

金 円

ただし、 工事の代金

(内訳)

- | | |
|-----------------------------|---------|
| (1) 請負代金額 | ¥ _____ |
| (2) 前払金受領済額 | ¥ _____ |
| (3) 中間前払金受領済額
及び部分払金受領済額 | ¥ _____ |
| (4) 履行遅滞の場合における損害金等の額 | ¥ _____ |
| (5) 今回請求金額 | ¥ _____ |

2 承諾番号

3 振込口座等

- (1) 振込希望金融機関名
- (2) 預金の種別及び口座番号
- (3) 口座名義
(ふりがな)

4 請求者の連絡先

住 所
電 話
ファックス

様式第 1 号 (第 4 条関係)

様式第 2 号 (第 4 条関係)

様式第 3 号 (第 6 条関係)

様式第 4 号 (第 7 条関係)

様式第 5 号 (第 9 条関係)

様式第 6 号 (第 10 条関係)

様式第 7 号 (第 10 条関係)

様式第 8 号 (第 11 条関係)